

住民基本台帳法の改正による住民基本台帳ネットワークシステム上での戸籍の表示の追加

固定資産税の納税義務者に係る
相続人調査における住民基本台帳ネットワークシステムの利用



令和3年7月16日(金)

豊田市 資産税課

固定資産税の課税の概要

課税対象

市区町村内に存在する土地、家屋、償却資産

賦課期日

毎年1月1日

納税義務者

登記簿に登録された者、補充課税台帳に登録された者

納税義務者が死亡したとき

- 賦課期日後に死亡
納税義務は相続人が承継（地方税法第9条）

- 賦課期日前に死亡

現所有者（多くの場合相続人）に課税（地方税法第343条第2項）

※現所有者申告（地方税法第384条の3）があっても、調査は必要

本市の課税状況(令和2年度中)

| | | |
|----------|----|----------|
| 納税義務者 | 土地 | 136,409人 |
| | 家屋 | 124,539人 |
| | 償却 | 11,823人 |
| 納税通知書発送数 | | 150,925通 |

相続人調査

※住民基本台帳で相続人が特定できる場合を除く

固定資産税の特性

1 納税義務者≠住民

市外在住者の状況

| | |
|---------|-----------------|
| 全筆数中 | 36,427筆(約4.2%) |
| 全納税通知書中 | 約11,000通(約7.3%) |

☞ 調査対象は全国規模

2 複数人で資産を所有

共有課税の状況

| | |
|---------|-----------------|
| 全納税通知書中 | 35,055通(約23.2%) |
|---------|-----------------|

☞ 1つの課税に対し納税義務者が複数。
調査対象が多い

3 登記名義人が死亡しても課税継続

相続人課税の状況(免税点以下除く)

| | |
|----|-----------------|
| 家屋 | 21,482棟 (約9.2%) |
| 土地 | 50,942筆 (約5.8%) |

☞ 相続登記完了前に相続人が死亡するケースもあり、
登記の状態に係わらず調査が必要

☞ 「相続登記の義務化」の効果 (小)

4 延滞金が発生しやすい

☞ 納付額 73万円以上 / 1期の場合
督促状発送時(納付20日遅れ)で延滞金発生

納期限を過ぎると年14.6% (納期限の翌日から1カ
月を経過するまでの期間は年7.3%) か地方税法附
則第3条の2に定められる割合の何れか少ない方の割
合を乗じて計算した延滞金が発生する

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

概要

全市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。
市区町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にそれぞれ本人確認情報を通知。
J-LIS、都道府県、市区町村は法律又は条例で定める提供先及び事務について本人確認情報を提供。

根拠法令

①住民基本台帳法

ア) 市区町村から都道府県への通知を介した地方公共団体情報システム機構への情報提供 【第30条の6、7】

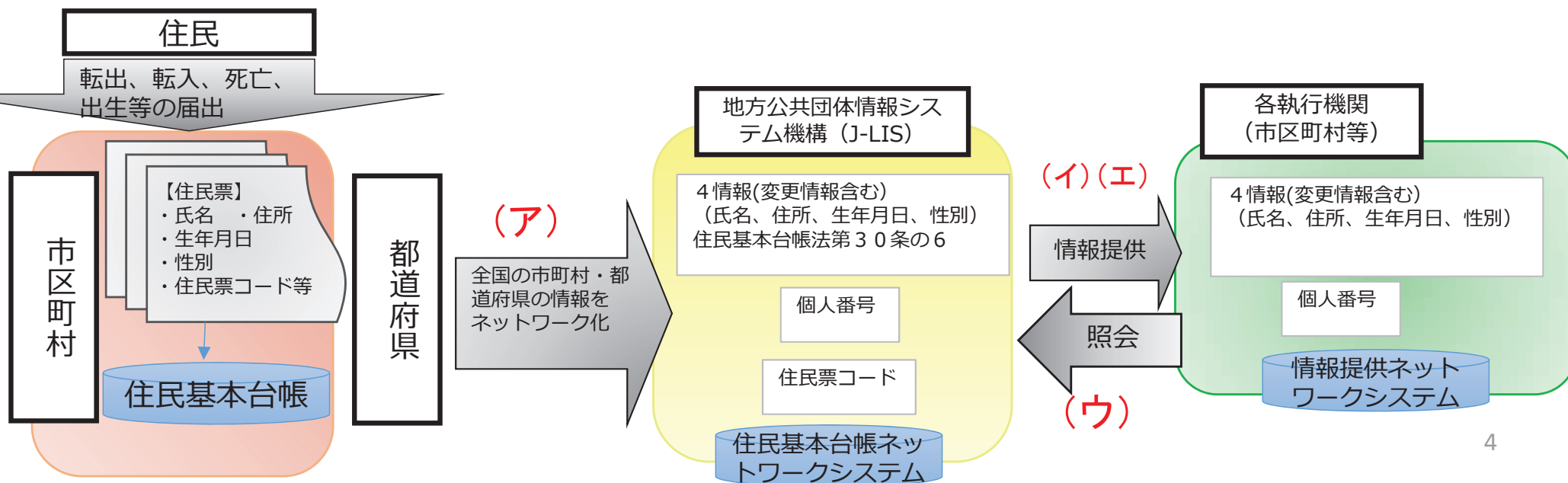
イ) 地方公共団体情報システム機構から各執行機関への提供 【第30条の10, 第30条の12】

②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

ウ) 各執行機関から情報提供ネットワークシステムを介した住基ネットへの照会 【第9条別表1, 2, 総務省令】

エ) 特定個人情報の提供の制限 【第19条第1項第7号】

提供する情報は
氏名、生年月日、
性別、住所に
限定されている



支障事例 1

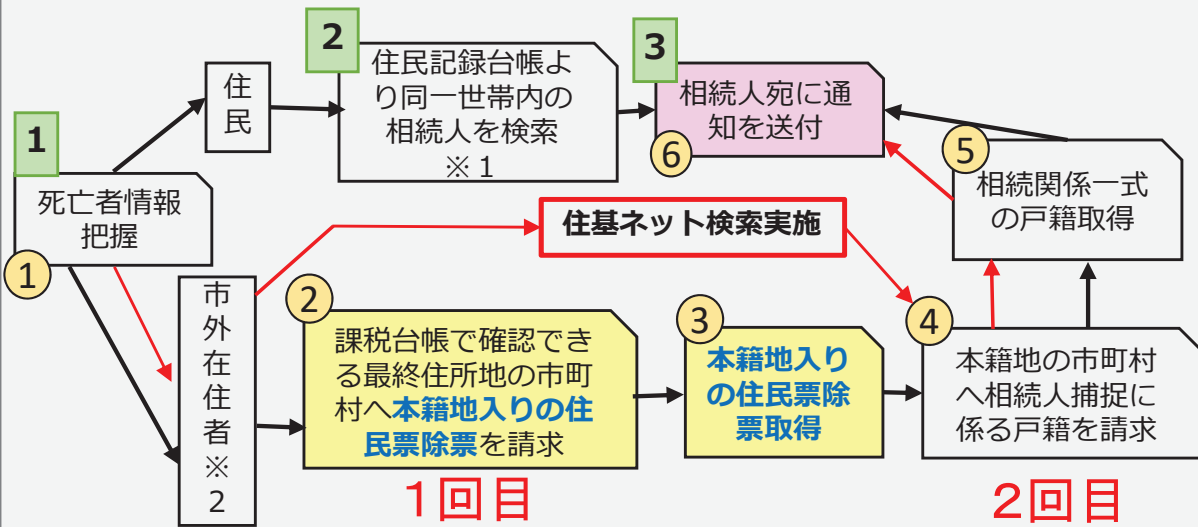
公用請求が2回必要

※公用請求とは住民基本台帳法第12条の2に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付のことをさす

事務フロー図

赤線 — は住基ネットに本籍地が表示された後の手順

※1 地方税法第20条第1項、第381条により調査



※2 市外在住者とは、豊田市に1度も住所を定めたことがない者のことをいう

相続人情報を得るため
欲しいのは戸籍

【根拠法令】 地方税法第20条の1 1
及び戸籍法第10条の2第1項第3号
②に基づく公用請求
【対象】 市外在住者

本籍地が不明

課税台帳に本籍地記載なし
【根拠法令】 地方税法第381,382条

本籍地入りの住民票除票を請求

(左表②～③の過程)

請求実績数(令和2年度中)

| | |
|----------|--------|
| 死亡把握件数 | 2,659人 |
| うち市外在住者 | 270人 |
| 住民票除票請求数 | 245件 |
| 戸籍請求数 | 1,144件 |

死亡把握者の約9.2%

削減
したい

照会元、照会先の職員の人件費
・郵便代、返信用切手代、紙代

64

死亡者(調査対象者)がいる限り戸籍請求事務は必須

要
簡易・迅速な調査

5

支障事例2

相続人特定に時間がかかる事例が増えている

理由

相続が第1順位の相続人レベルで終結せず、継続調査が必要

対応

- ・相続人が特定できるまで調査を実施。
- ・相続人調査を尽くしても相続人不存在となった場合は、一時、課税保留。
【課税保留実施件数 H30年度 4件、R1年度 6件、R2年度 8件】

65

| 調査困難なケース | 対応 |
|---|-------------------------------------|
| 配偶者、子がおらず、両親も死亡。相続人は甥、姪 | 両親→兄弟→甥、姪 の順に公用請求 |
| 婚姻歴が複数回あり、何度も転籍している | 相続人の戸籍を古→新の順に公用請求 |
| 配偶者が外国籍で本国へ帰国済み／相続人が海外在住 | 他に相続権がある人を探す |
| 被相続人に多額の借金があり、配偶者と子は相続放棄 主だった遺産が田舎の山なので、相続放棄希望 | 第2順位→第3順位の相続人を探す。相続人不存在が確定するまで調査は継続 |

期間

第1順位の相続人調査は3週間程度で終了するが、調査困難なケースは数か月～1年以上



転籍前の古い戸籍で法定相続人の4情報は判明済。現在本籍を容易に把握する方法はないか？

求める措置の具体的内容

住民基本台帳ネットワークシステム上の閲覧可能項目に
「**戸籍の表示**」を追加（住民基本台帳法第30条の6）

現在



追加後

| |
|--------|
| 氏名 |
| 出生の年月日 |
| 男女の別 |
| 住所 |

| |
|------------|
| 氏名 |
| 出生の年月日 |
| 男女の別 |
| 住所 |
| 戸籍の表示(=本籍) |

本提案によって、被相続人、相続人とも、住民基本台帳ネットワークシステム上で戸籍の表示の情報が確認でき、本籍地の市区町村に対し、相続人情報を得るための戸籍の請求が可能となる。

期待される効果

1 行政運営の効率化

○最終住所地へ住民票除票の請求が不要になる

▲245件/年。照会先の自治体にも効果有

○請求に係る事務時間、費用が削減できる

書類作成時間 ▲約49時間/年

郵送費用 ▲41,160円/年

事務主体である会計年度任用職員人件費 ▲約49時間/年

○デジタル化により事務の停止時間がなくなり、機動的、能動的な調査が可能になる

郵便請求は4日～2週間程度を要する

2 相続人の利益保護

○納税の告知が従前より約3週間早まり、延滞金発生と相続人同士の納税トラブルを抑止

口座振替だったはず…
(実際は納付書払いなので延滞に)

この土地は別の人が
相続登記済みなのに…
払わなきゃだめ？

相続人

豊田市に土地があった
なんて知らなかった

奥さんと子供が相続放棄！
兄弟の自分に相続権が！！
どうしよう？

主だった資産は相続登記済み
なのに…もっと早く教えて！

○資産の存在を早期に把握でき、相続手続きが円滑に

関係法令

地方税法第9条(相続による納税義務の承継)

相続があつた場合には、その相続人又は民法第九百五十一条の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならない。

地方税法第343条第2項(固定資産税の納税義務者等)

所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう。

この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)

住民票には、次に掲げる事項について記載をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となった年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- 八の二 個人番号
- 九 から十二 略
- 十三 住民票コード
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項。

関係法令

住民基本台帳法第11条

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項に係る部分の写しを、当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

住民基本台帳法第12条の2

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。
- 5 第一項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

住民基本台帳法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

市区町村長による 住宅用家屋証明発行事務の廃止

令和3年7月9日
指定都市市長会（仙台市）

1. 住宅用家屋に係る登録免許税の税率軽減措置の概要

- 登録免許税法の規定により、不動産の所有権保存や所有権移転の登記等を受ける際は、登録免許税を納めなければならない。
- 住宅取得の際の負担軽減等を図るため、租税特別措置法の規定により、一定の要件（S59.4.1~R4.3.31に新築、個人の居住用、床面積50㎡以上、等）を満たす住宅については、登録免許税の税率軽減措置が講じられている。

| | 本則税率 | 軽減後の税率 | | |
|----------------------|----------|------------|---------------------|---------|
| 所有権保存登記 | 4/1,000 | 一般の住宅 | 1.5/1,000 | |
| | | 認定住宅 | 1/1,000 | |
| 所有権移転登記 (売買による移転) | 20/1,000 | 一般の住宅 | 3/1,000 | |
| | | 認定住宅 | 一戸建ての特定認定 長期優良住宅 | 2/1,000 |
| | | | 上記以外 | 1/1,000 |
| 抵当権設定登記 | 4/1,000 | 一般の住宅、認定住宅 | 1/1,000 | |

一定の要件を満たす住宅であることの証明は市区町村長が行うこととなっており、登録免許税の軽減を受けるためには、市区町村長が発行する住宅用家屋証明が必要となる。

2. 市区町村における住宅用家屋証明の発行事務

○市区町村では、証明の申請に対する審査は、申請者より提出された書類等により行っている。

(⇒下記のような事項について形式的審査を行っている。)

| 審査項目 | 審査事項 | 確認書類 |
|--------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| ①所在地 | 当該住宅の所在地はどこか | 確認済証及び検査済証、登記事項証明書、登記完了証、登記済証のうちいずれか |
| ②建築年月日 | いつ建てられたものか | ①に同じ |
| ③用途 | 専用住宅家屋であるか | ①に同じ |
| | 個人の住宅の用に供するものであるか | 住民票の写しまたは申立書等 |
| ④床面積 | 50㎡以上であるか | ①に同じ |
| ⑤耐火性能 (区分建物の場合) | 国土交通大臣の定める基準に適合しているか | 確認済証及び検査済証、設計図書、建築士の証明書等 |
| ⑥抵当権の設定に係る債権 | 抵当権設定に係る債権が、当該住宅取得のためのものであるか | 金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書等 |

3. 課題認識

- 審査に要する時間は、1件あたり15分程度ではあるが、本市の交付件数は年間平均6,000~7,000件と多く、職員の負担となっている。
⇒15分×6,000件=年間1,500時間
- 住宅用家屋証明の取得に必要な書類と、法務局での登記手続きに必要な書類が一部重複しているほか、登記事項証明書等は法務局から取得することとなるため二度手間になっている。

| 確認書類 | 取得元など |
|--------------------|-------------------|
| 登記事項証明書、登記完了証、登記済証 | 法務局から取得する。 |
| 確認済証及び検査済証 | 建物表題登記の際に法務局へ提出済。 |

必要書類収集に労力がかかるほか、住宅用家屋証明発行のため手数料（本市においては1件1,300円）も必要となり、申請者に対して負担を課している。

4.登録免許税の軽減手続きフロー（イメージ）

STEP 1

住宅家屋証明取得のための
必要書類の収集

住民票を
取得



(住民票窓口)

STEP 2

住宅用家屋証明書取得



(証明発行窓口)



住宅用家屋
証明書を取得

【添付資料】確認済証，検
査済証，その他の証明資料

住民票

登記事項
証明書

STEP 3

登記手続き

登録免許税
の軽減



住宅用
家屋証明書

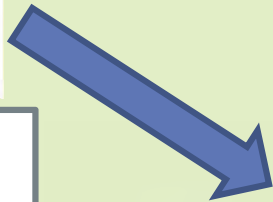
【添付資料】確認済証，検
査済証，その他の証明資料

住民票

登記事項
証明書

登記事項証明書
を取得

【持ち物】
確認済証
検査済証
その他の証明資料

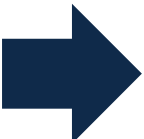


5. 国の「縦割り110番」に対する回答

- 国の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に対して同様の提案が個人から寄せられたが、「対応不可」となっていた。

【国の見解】

登記所においては、その本来業務の性質上、図面、区分建物の耐火性能を確認するための確認済証及び検査済証等の書類等から適合性を確認することができず、店舗併用住宅や事務所併用住宅等が住宅用家屋に該当するか否かや、居住の用に供されているか否か、また区分建物が準耐火建築物に該当するか否か等の判断も困難であるため、発行に係る要件の審査を行うことは困難。

- 
- 市町村の審査は提出書類の形式的審査である。
（参考：S59.5.22建設省住民発第32号通知（最終改正R3.4.1））
 - 上記通知において、証明の申請に対する審査は、申請者より提出された書類等により行うものとされていることから、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考えます。

6. 求める措置と見直しによる効果

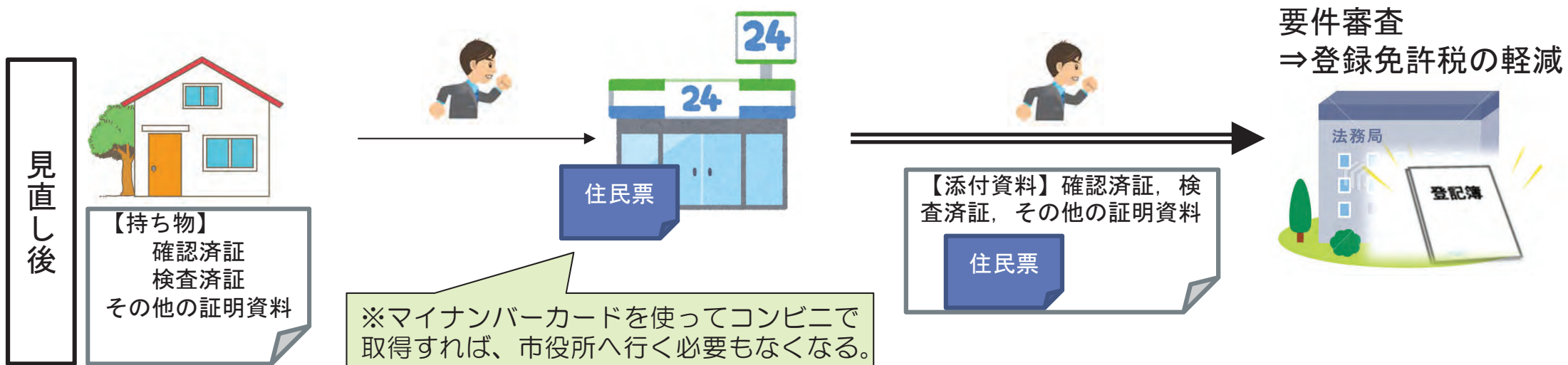
【求める措置】

- 登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止し、法務局が要件審査を行うよう改めること。



【見直しによる効果】

- 住宅家屋証明の交付事務に係る市区町村の負担が軽減される。
- 住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、住民にとっても、利便性が向上する。（ワンストップサービスにつながる。）



7. 関係法令

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減）

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十五条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項、第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第一項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項、第七十四条の二第二項及び第七十五条において同じ。）に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（登記の税率が軽減される住宅用家屋の範囲）

第四十一条 法第七十二条の二に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する家屋であることにつき、当該個人の申請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長（勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する勤労者が、当該勤労者を雇用する事業主、当該事業主を構成員とする同項に規定する事業主団体又は当該事業主若しくは当該事業主団体が出資する同項に規定する福利厚生会社から同項に規定する住宅資金の貸付けを受けて新築又は取得をする住宅用の家屋その他の財務省令で定める家屋にあつては、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長その他の財務省令で定める者。次条第一項において同じ。）が証明したものとす。

- 一 専ら当該個人の住宅の用に供される一棟の家屋（隣接する二棟以上の家屋を共に当該住宅の用に供する場合には、これらのすべての家屋）で床面積の合計が五十平方メートル以上であるもの
- 二 次に掲げる一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、当該家屋のうち専ら住宅用の部分でその床面積が五十平方メートル以上であるもの
 - イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物に該当する家屋
 - ロ 一団の土地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）に集団的に新築された家屋（地上階数が三以下のものに限る。）で建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物に準ずる耐火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合するもの（イに掲げる家屋に該当するものを除く。）

（所有権の移転登記の税率が軽減される建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲等）

第四十二条 法第七十三条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件のすべてに該当する家屋であることにつき、当該個人の申請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長が証明したものとす。

- 一 当該家屋が前条第一号又は第二号イに該当するものであること。
- 二 当該家屋が次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものであること。
 - イ 耐火建築物（登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である家屋次に掲げるいずれかの要件
 - (1) 当該家屋がその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであること。
 - (2) 当該家屋が建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。
 - ロ イに規定する耐火建築物以外の家屋 次に掲げるいずれかの要件
 - (1) 当該家屋がその取得の日以前二十年以内に建築されたものであること。
 - (2) イ(2)に掲げる要件

2（以下省略）